

# 荒木ちはる



## PROFILE

1982年3月生まれ。久留米大学法科大学院法務研究科(法務博士)修了。小池百合子衆議院議員公設第一秘書(秘書歴6年)、東京都知事小池百合子事務所長を経て、2017年7月、都議会議員選挙初当選。都民ファーストの会東京都議団総務会長、行政書士、宅地建物取引士。

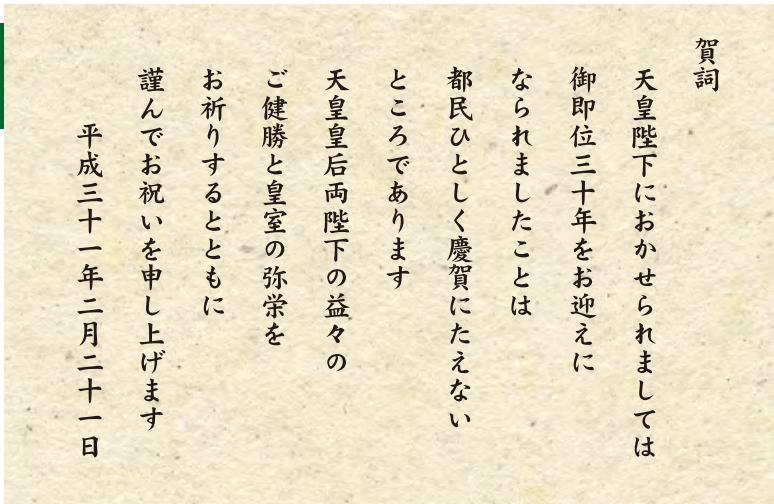
## 発行元

都民ファーストの会 東京都議団  
〒163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話:03-5320-7272  
FAX:03-5388-1901

## 東京都議会 第1回定例会報告

平成31年東京都議会第1回定例会が開会され、2月21日本会議では天皇陛下の御即位30年にあたり、賀詞起草特別委員会において起草された案文を総員起立により議決しました。

また26日には各会派の代表質問が行われ、都民ファーストの会東京都議団を代表して、増子ひろき都議が小池知事および警視總監、教育長、関係局長に対し、70分におよぶ質問を行いました。



## 代表質問の主な内容

### 1 児童虐待対策について

**Q** 昨年発生した目黒少女虐待死事件などを受け、私たちは児童虐待対策に関する条例づくりを提案してきた。児童虐待を早期発見・早期対応していく上でも、また、今後、区における児童相談所設置を支援していく上でも、児童相談所と子ども家庭支援センターの体制を強化するとともに連携を強化していくことが重要だが、今後、どのように体制強化と連携強化を進めていくのか伺う。

**A 小池知事** 子どもたちにとって、安全・安心の砦であるはずの家庭において、虐待を断固防ぐという強い決意のもとで条例案を提案した。虐待を防止するためには、都、都民、関係機関が一体となって社会全体で子どもを守ることが必要。

今回の条例を機に、児童相談所の体制強化や関係機関等との連携を一層進め、児童虐待防止に全力で取り組む。

### 2 学校における働き方改革について

**Q** 教員の長時間労働の改善が求められる中、国においては教員の勤務時間の上限に関するガイドラインが新たに策定された。

今後、都では国のガイドラインを踏まえた方針等を策定する必要があるが、教員の現状とは大きく乖離している状況において、どのように対応していくのか、教育庁の見解を伺う。

**A 教育長** 昨年2月に策定した学校における働き方改革推進プランでは、教員の勤務実態を踏まえ、まずは過労死ライン相当にある教員をゼロにすることを当面の目標として設定した。

今後、先般国から示されたガイドラインにおける勤務時間の上限の目安時間等を踏まえつつ、都としての方針等を策定し、多様な取り組みを一層推進して、長時間労働の更なる改善に全力で取り組んでいく。

### 3 フレイル予防について

**Q** 健康と要介護の中間で、可逆性のあるフレイルに対して、健康を維持する予防の観点からの対策を講じることは非常に重要。本予算案において、介護予防・フレイル予防の拡充・強化が図られ、これまで私たちが要望してきたフレイル対策の具体化及び所管の明確化がなされたことを高く評価する。

都内の全区市町村にフレイル対策事業の導入がなされるよう、東京都として積極的に働きかけるべきと考えるが、知事の見解を伺う。



**A 小池知事** 来年度は地域で健康づくり対策を担う人材に対してフレイル予防に関する研修を行うほか、地域の実情に応じてフレイル予防を進める区市町村を支援していく。



年齢を重ねてもいつまでも健康で暮らしたい、そうした都民の願いに応えるためにも、区市町村と連携しながらフレイルの予防に取り組む。

## 4 建築物バリアフリー条例の改正案について

**Q** 全ての一般客室を対象にバリアフリーの考え方を取り入れ、義務化を目指す都の積極的な取組を評価する。一方で、一部の方からは、浴室の出入口幅が狭いため、より使いやすい基準を定めるべきとのご意見をいただいております。一般客室について浴室等の出入口幅を国の望ましい基準である75センチメートル以上を努力義務として定めることを求めてきた。

このバリアフリー基準の実現に向けて、容積率の緩和や新築時の補助金の引き上げ等の支援策を積極的に講じ、また、改正条例の実施状況等や社会情勢等を踏まえた見直しも行うべきと考えるが、都の見解を伺う。

**A 都市整備局長** 法の義務対象ではない一般客室を対象に、全国で初めてバリアフリー基準を設けるなど、早期に宿泊環境を整えていく。浴室等の出入口幅について、最低限の義務基準に加え、望ましい基準を示すとともに、その誘導のために容積率の緩和制度の活用のほか、新築時の補助率を最大十分の九に拡充するなど、建築主等の取組みを支援していく。

## 5 防犯カメラの設置促進について

**Q** 町会・自治会・商店街等の皆様のご尽力により、地域の防犯カメラの整備が着実に進んでおり、いまや必要不可欠な公的インフラの一つになっている。

今般、私たちの提案を受け、予算案に防犯カメラの保守点検費・修繕費に対する新たな都の補助制度が盛り込まれた。特に、その補助率は現在の設置補助の補助率と同じく、町会・自治会等に対しては12分の7、商店街等に対しては2分の1という高い水準であり意義深い。

今後は、多摩地域をはじめ区市町村の地域団体担当部署とも連携し、防犯カメラの意義や補助制度を周知するなど、設置促進に向け、都が積極的に働きかけを行うべきと考えるが、都の見解を伺う。

**A 青少年・治安対策本部長** 地域の防犯力の維持向上に取り組む町会・自治会をさらに支援するため、防犯カメラの継続利用に資する保守点検費、修繕費への補助を新たに実施する。また多摩地域を初め、区市町村の地域団体担当部署などとも連携しながら、防犯カメラの意義や維持管理も含めた補助制度を周知するなど、設置促進に向け積極的に働きかけていく。

## 6 東京2020大会直前の公共工事の受注機会確保について

**Q** 1964年の東京大会では、首都高速道路など各種インフラの整備が進んだが、大会開催の頃から景気後退の兆しが見えており、翌65年には株価急落や、戦後初の赤字国債の発行にも至った。東京2020大会の開催が同様の事態を招くことがないように、都としても開催前から可能な対策を検討・準備する必要がある。

景気後退の一つのあり得る要因として、東京2020大会関連施設の整備が大会開催前に全て終了する点がある。消費の冷え込みや景気の悪化が、日本経済をリードする東京における都民の生活や中小企業の経営等に深刻な打撃を与え、大会の盛り上げに水を差すような事態があってはならない。

例えば、実施競技・会場が区部と比較して少ない多摩地域において、必要なインフラ更新の工事を実施するなど、東京2020大会直前期や大会後における公共工事の受注機会を確保すべきと考えるが、知事の見解を伺う。

**A 小池知事** 大規模災害に備えた防災対策、社会資本ストックの維持、更新など膨大な公共工事が見込まれている。

これらの事業を着実に前に進めていくには、受注者側の体制や地域特性、発注時期の前倒しなど、発注規模の年度間の平準化なども考慮しながら、計画的かつ安定的に発注を行い、受注機会を確保することが必要。

とりわけ東京2020大会期間中は、都内の交通量が大幅に増加すると見込まれていることから、大会運営に支障を来たすことがないように工夫を凝らしながら、都民生活に密着した公共工事を維持していく。



都議会、都政へのご意見、ご要望をお聞かせください。

連絡先



荒木 ちはる 事務所 〒164-0001 中野区中野 2-12-5-1F

TEL 03-6382-5557 FAX 03-6382-5537 info@araki-chiharu.com